

## ふるさと信州風景100選掲載写真等使用管理規程

「ふるさと信州風景100選」冊子（以下「冊子」という。）制作に係る掲載写真等の使用及び管理について、次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規程は、県民等の応募写真や関係者の協力により構成して制作した「ふるさと信州風景100選」に係る掲載写真等の使用について、美しく豊かな農村風景を次世代に継承することを目的とした長野県農村景観育成方針（平成25年3月策定）の趣旨に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（掲載写真等の定義）

第2条 この規程において、冊子掲載写真等とは、次の各号に掲げるものとし、ふるさと信州の農村風景の魅力を広く発信することに供するものとする。

- (1) 県民等からの応募写真であって、別表1に定めるもの。
- (2) 冊子の刊行にあたって、掲載使用の手続きをした写真であって、別表2に定めるもの。
- (3) 冊子の刊行にあたって、関係者から掲載の協力を得たものであって、別表3に定めるもの
- (4) 冊子の刊行にあたって、冊子作成受託業者所有の写真であって、別表4に定めるもの。
- (5) 冊子の刊行にあたって、掲載に使用しているロゴであって、別表5に定めるもの。
- (6) 冊子に掲載された、前各号以外の写真であって、別表6に定めるもの。

（掲載写真等の管理）

第3条 前条第1号及び第3号から第6号までの掲載写真等の物品又はデータは長野県建設部都市・まちづくり課長（以下「都市・まちづくり課長」という。）が管理する。ただし、前条第2号の使用は平成27年1月発行の冊子掲載に限るものとする。

（掲載写真等の使用）

第4条 掲載写真等は、第1条の趣旨に基づき、美しく豊かな信州の農村風景を県内外に広く周知することにより、農村風景の育成・保全を図ることを目的に使用するものとする。この場合において、「ふるさと信州風景100選」又は「ふるさと信州風景百選」の表記をするものとする。ただし、第2条第5号はこの限りでない。

- 2 前項の使用にあたって、都市・まちづくり課以外の者が掲載写真等を使用する場合は、別記様式1により申請し承認を受けなければならない。ただし、県の機関（公社及び協会等は含まない）が使用する場合は、その使用目的を都市・まちづくり課長へ申し出て、第1項により使用できるものとする。
- 3 都市・まちづくり課長は、前項により申請があった場合はその内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、適当と認められると判断した場合は別記様式2により使用を承認し、必要な掲載写真等を貸し付けるものとする。
  - (1) 県の信用又は品格を害するものと認められた場合
  - (2) 公衆の利益を害するものと認められる場合
  - (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められた場合
  - (4) 公序良俗に反すると認められた場合

(5) 信州の農村風景を害するものと認められた場合

(6) その他、長野県農村景観育成方針の趣旨に沿わなく不相当と認めた場合

4 第2項により承認を受けた者は、第1項によるものの他、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請書に記載した使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) この規程に基づく権利を第三者に譲渡したり、掲載写真等を転貸しないこと。

(3) 県に無断で掲載写真等を複製したり、合成、変型、色変換などの画像処理をしないこと。  
ただし、画像処理の承認を得た場合はこの限りでない。

(4) 掲載写真等を使用した成果物を、使用終了後1ヶ月以内に都市・まちづくり課へ2部提出し、貸出物品の返却又はデータの消去を行うこと。

5 第2項により承認を受けた者が、使用期間を延長したい場合は再度申請の手続きを行い、都市・まちづくり課長の承認を受けるものとする。また、使用を中止する場合は速やかにその旨を都市・まちづくり課長へ報告し、貸出物品の返却又はデータの消去を行うものとする。

6 第2条の第5号に係るロゴ及びイラスト類で、原産地呼称管理制度、信州プレミアム牛肉認定制度、信州伝統野菜認定制度に係るロゴマークの使用は、この規程による手続きによらないものとする。

第5条 使用期間が長期間にわたる場合において、都市・まちづくり課長は必要に応じて使用状況を把握するものとする。

(不正使用への対応)

第6条 都市・まちづくり課長は、第4条の規定により承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は直ちに使用の中止を通知し、物品又はデータの回収等の措置を請求することができるものとする。

(1) 掲載写真等を使用する者が、この規程に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他掲載写真等の使用の継続が不相当であると認められた場合

(経費等の負担)

第7条 都市・まちづくり課長は、本規程により掲載写真等の使用の承認を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 都市・まちづくり課長は、掲載写真等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、掲載写真等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年12月23日から施行する。

(別表1) 県民等からの応募写真

写真名 (ファイル名)	区分 (応募者等)	百選箇所区分
	(別 載)	

(別表2) 冊子の刊行にあたって、掲載使用の手続きをした写真

写真名 (ファイル名)	著作権者	掲載区分 (百選箇所名等)
ヤギの放牧 (034-2)	(独)家畜改良センター茨城牧場 長野支場	034 家畜改良センター茨城牧場
善光寺と仲見世	善光寺	コラム (P214)
諏訪大社下社春宮神楽殿	諏訪地方観光連盟・諏訪大社	コラム (P216)
国宝の土偶	茅野市尖石縄文考古館	コラム (P217)

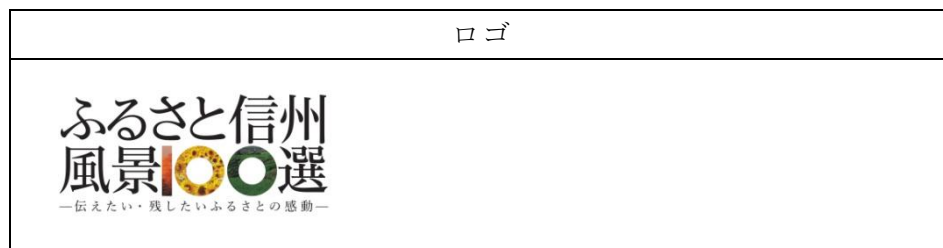
(別表3) 冊子の刊行にあたって、関係者から掲載の協力を得たもの

写真名 (ファイル名)	関係者名	掲載区分 (百選箇所名等)
つけば漁写真 (024-1、024-2、024-3)	上田市広報情報課	024 千曲川のつけば漁
子供流鏝馬 (050-3)	大町市観光課	050 大町
花馬祭り (070-2)	南木曾町観光協会	070 田立の茶畑
松本城	松本城管理事務所	コラム (P217)

(別表4) 冊子の刊行にあたって、冊子作成受託業者所有の写真

写真名 (又はファイル名)	掲載区分 (百選箇所名等)
鍋倉根開け (002-3)	002 鍋倉山麓
丹霞郷 (007-1)	007 丹霞郷
奥社杉並木 (016-1)	016 戸隠神社
あんずの花 (021-2)	021 あんずの里
氷上トリアスロン (041-4)	041 小海高原
常念道祖神 (056-1)	056 安曇野の道祖神と屋敷林
拾ヶ堰 (058-1)	058 拾ヶ堰
ながいも (059-2)	059 山形のそば畑
阿寺溪谷 (069-1)	069 溪谷と里山
妻籠宿 (071-2、071-3)	071 妻籠宿の水鏡
ホテル祭り (079-1)	079 辰野のホテル
円筒分水工 (080-2、080-3、080-4)	080 西天竜川と円筒分水工
高遠の桜 (083-2)	083 六道の堤と高遠桜
駒ヶ岳望むスイセン (086-1)	086 駒ヶ岳の雪形
千人塚城ヶ池 (087-1)	087 千人塚城ヶ池
大鹿歌舞伎 (089-3)	089 赤石岳と大鹿歌舞伎
霜月祭り (094-2)	094 天空の里下栗
売木の公園 (101-3)	101 売木のはざかけ

(別表5) 冊子の刊行にあたって、掲載に使用しているロゴ



(別表6) 冊子に掲載された、前各号以外の写真

写真名 (ファイル名)	掲載区分 (百選箇所名等)	著作者区分 (団体・個人)
豪雪の風景 (001-2)	001 牛ヶ窪の棚田	個人
高山のワインぶどう (013-3)	013 高山のしだれ桜	個人
新町のコンニャク畑 (017-2)	017 犀峡の里	個人
新町の陸わさび (017-3)	017 犀峡の里	個人
大岡の棚田 (019-2)	019 芦ノ尻の道祖神	個人
雪の姨捨の棚田 (022-1)	022 姨捨の棚田	個人
ねずみ大根 (023-1、023-2、023-3)	023 ねずみ大根の里	個人
菅平高原 (026-3)	026 菅平高原	個人
祢津のワインぶどう園 (029-4)	029 ワインぶどうの丘	個人
菱野の集落と棚田 (031-2、031-3)	031 菱野の棚田	個人
五郎兵衛のつきせぎ (035-3)	035 五郎兵衛新田	個人
五郎兵衛のほりぬき (035-4)	035 五郎兵衛新田	個人
美ヶ原牧場 (038-1)	038 美ヶ原高原	個人
野辺山の天文台 (039-1)	039 野辺山高原	個人
プルーン農家 (040-1)	040 南佐久のプルーン栽培	個人
メグスリノキ (042-2)	042 御座山麓	個人
ひまわりと親子 (043-1)	043 峰雄山麓	個人
生坂のぶどう園 (053-2)	053 山清路	個人
波田のスイカ農業者 (062-1)	062 日本アルプスサラダ街道	個人
高ボッチの草競馬 (063-1)	063 高ボッチ高原	個人
円筒分水工 (080-1)	080 西天竜川と円筒分水工	個人
中川の赤蕎麦畑 (082-2、082-3)	082 伊那谷の赤そば畑	個人
長野オリンピック施設	コラム (P215)	個人
戸隠神社随神門	コラム (P216)	個人
信州の花	コラム (P219)	農政部
おいしい信州ふ一ど	コラム (P220、221)	農政部

(別記様式1)

ふるさと信州風景100選掲載写真等使用申請書

年 月 日

建設部都市・まちづくり課長 あて

(申請者)

住所

氏名

ふるさと信州風景100選掲載写真等使用管理規程第4条第2項に基づき、下記のとおり使用したいので申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用する掲載写真等の名称
- 3 使用方法
- 4 使用する期間（印刷等に用いる場合は、印刷製本・発行までに要する期間）
- 5 添付書類
  - ・ 使用に係る企画書
- 6 担当者及び連絡先

(別記様式2)

ふるさと信州風景100選掲載写真等使用承認書

番 号

年 月 日

(申請者あて)

建設部都市・まちづくり課長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、ふるさと信州風景100選掲載写真等使用管理規程第4条第3項に基づき、下記のとおり使用の承認をします。

使用にあたっては、ふるさと信州風景100選掲載写真等使用管理規程に係る事項を遵守してください。

また、使用終了後1ヶ月以内に成果物の提出をしてください。

記

- 1 承認した掲載写真等
- 2 承認期間